

# 社会福祉法人SHIP

## 役員等の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人SHIPの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

### (常勤役員等の報酬)

第3条 役員のうち理事長及び継続かつ定期的に就業する役員（以下「常勤役員」といい、理事長及び常勤役員を総称して以下「常勤役員等」という。）に対しては、個々の常勤役員等の役割、職務内容、経験その他の事由を総合的に勘案した上、理事会で別表1に定める支給基準額を決定して、各人に報酬を支給する。

2 常勤役員等には賞与は支払わないものとする。また各種持込手当、資格手当等の支給対象外とする。

3 常勤役員が施設長または職員を兼務する場合は、本規程を適用する。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 役員が理事会に出席するとき、又は評議員が評議員会に出席するときは、当該役員又は評議員に対して、別表2に定める出席報酬及び実費弁償費（総称して以下「出席報酬等」という。）を支払うことができる。

2 第1項の場合において、交通費の実費が別表2に定める実費弁償費の額を超えるときは、実費弁償費に加えてその超過分も支給することができる。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 常勤役員等に該当しない役員（以下「非常勤役員」という。）のうちの理事若しくは評議員が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたる時、又は監事が法人及び施設の指導検査への立会い、運営状況の指導若しくは監査の業務にあたる時は、別表3に定める報酬等（以下「勤務報酬等」という。）を支払うことができる。

2 前項の定めにかかわらず、前項に定める業務の日が当該業務を行うべき非常勤理事の出席すべき理事会等の開催日と同日である場合には、当該非常勤理事には前項に基づく勤務報酬等は支払わないものとする。

3 第1項の場合において、交通費の実費が別表3に定める実費弁償費の額を超えるときは、実費弁償費に加えてその超過分も支給することができる。

#### (出張旅費)

第6条 非常勤役員及び評議員が前条に定める業務（以下「法人業務」という。）のため出張する場合は、別表4に定める交通費、宿泊費、報酬、及びその他の経費（総称して以下「出張旅費」という。）を支給することができる。

2 交通費は、原則として実費を支給できる。

3 その他の経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を清算するものとする。

4 交通費は、原則として本人の立替分を出張終了後に清算するものとする。ただし、本人の事前申請がある場合は、必要に応じて概算額の仮払いができるものとし、本人は出張終了後速やかに領収書等を提出の上で精算するものとする。

#### 附 則

この規程は、平成27年8月7日より適用する。

別表 1

等 級	支 給 基 準 額
1 級	月額 400,000 円
2 級	月額 500,000 円
3 級	月額 600,000 円
4 級	月額 700,000 円
5 級	月額 800,000 円

別表 2

	報 酬	実 費 弁 償
出 席 報 酬 等	日額 10,000 円	日額 3,000 円

別表 3

	報 酬	実 費 弁 償
勤 務 報 酬 等	日額 10,000 円	日額 3,000 円

別表 4

交 通 費	宿 泊 費	報 酬	そ の 他 の 経 費
実 費	日額 20,000 円	日額 10,000 円	実 費